

あきる野市教育委員会 11月定例会会議録

- | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---|---------|---------|-------------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 | 開催日 | 令和4年11月25日(金) | | | | | | | | |
| 2 | 開催時刻 | 午後2時00分 | | | | | | | | |
| 3 | 終了時刻 | 午後3時05分 | | | | | | | | |
| 4 | 場所 | あきる野市役所 5階 505会議室 | | | | | | | | |
| 5 | 日程 | <p>日程第 1 議案第26号 あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>日程第 2 議案第27号 あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について</p> <p>日程第 3 報告第 6号 臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第9号補正)に関する報告及び承認について</p> <p>日程第 4 報告第 7号 臨時代理したあきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について</p> <p>日程第 5 報告第 8号 臨時代理したあきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について</p> <p>日程第 6 報告事項(1)第2次あきる野市スポーツ推進計画について</p> <p>日程第 7 報告事項(2)第4次あきる野市子ども読書活動推進計画について</p> <p>日程第 8 教育長及び教育委員報告</p> | | | | | | | | |
| 6 | 出席委員 | <table border="0"> <tr> <td>教 育 長</td> <td>丹 治 充</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>田野倉 美 保</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>小 西 フミ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>岡 部 秀 敏</td> </tr> </table> | 教 育 長 | 丹 治 充 | 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 | 委 員 | 小 西 フミ子 | 委 員 | 岡 部 秀 敏 |
| 教 育 長 | 丹 治 充 | | | | | | | | | |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 | | | | | | | | | |
| 委 員 | 小 西 フミ子 | | | | | | | | | |
| 委 員 | 岡 部 秀 敏 | | | | | | | | | |
| 7 | 欠席委員 | 委 員 坂 谷 充 孝 | | | | | | | | |
| 8 | 事務局出席者 | <table border="0"> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 邊 浩 二</td> </tr> <tr> <td>指 導 担 当 部 長</td> <td>草 刈 あずさ</td> </tr> </table> | 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 | 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ | | | | |
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 | | | | | | | | | |
| 指 導 担 当 部 長 | 草 刈 あずさ | | | | | | | | | |

| | |
|----------|------|
| 生涯学習担当部長 | 佐藤幸広 |
| 教育総務課長 | 吉岡賢 |
| 教育施設担当課長 | 岩崎徹 |
| 学校給食課長 | 森田速人 |
| 指導担当課長 | 樫山雄三 |
| 生涯学習推進課長 | 沖倉英基 |
| スポーツ推進課長 | 高橋玄徳 |
| 図書館長 | 細谷英広 |
| 指導主事 | 大道雅士 |

9 事務局欠席者

| | |
|------------------|------|
| 学校給食センター建設準備担当課長 | 宮田賢吾 |
| 指導主事 | 山本光裕 |

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆さん、こんにちは。秋も一段と深まってまいりましたけれども、本日はお忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

本日は、坂谷委員が欠席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局では山本指導主事と学校給食センター建設準備担当課長が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、小西委員と岡部委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 26 号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第 26 号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

提案理由でございますが、10 月の教育委員会定例会において決定されました武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内の通学区域を一の谷小学校に統一することにつきまして、同規則の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、別紙になりますけれども、別表 2 条関係の表（1）の下線部が改正部分でございます。一の谷小学校の項の通学区域の欄に「伊奈の一部」を加え、増戸小学校の項の通学区域の欄の「伊奈の全部」を「伊奈の一部」とするものでございます。施行日につきましては、公布の日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 1 議案第 26 号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

日程第 1 議案第 26 号あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第27号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてを上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

では、私から説明させていただきます。議案第27号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について説明いたします。

まず、提案理由を説明いたします。令和5年度から地方公務員の定年が引き上げられます。そのことを踏まえまして、地方公務員法の一部を改正する法律により地方公務員法の一部が改正され、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度などが導入されました。本市の職員に関わる規定等の改定が行われる中で教育委員会に関わる内容としまして、本議案のあきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する必要性が生じたため、委員会の承認を求めるところでございます。

改正の内容としましては、第1条は常勤の職員及び短時間勤務の職を占める職員の兼業や兼職等についての内容であります。その短時間勤務の職を占める職員につきましては、地方公務員法の根拠となる条文が第28条の5第1項から第22条の4第1項に改正されましたので、「及び第28条の5第1項」を「及び同法第22条の4第1項」に、「地方公務員法第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の4第1項」に改めるものとなります。

施行期日は、令和5年4月1日となります。経過措置といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項及び第2項の規定により、採用された職員につきまして定めるものとなり、これまで再任用から、令和5年度以降暫定再任用となる短時間勤務の職員について規定したもので、本規程の第1条で規定する短時間勤務の職を占める職員とみなすものといたします。

説明は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

ありませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので質疑を終了いたします。

日程第2 議案第27号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第27号あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する

兼職等に関する事務取扱規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告第6号臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算（第9号補正）に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を教育部長と生涯学習担当部長にお願いいたします。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、報告第6号臨時代理した令和4年度あきる野市委員会所管予算（第9号補正）に関する報告及び承認について説明いたします。

本件につきましては、令和4年11月24日に開催されました令和4年あきる野市議会第2回定例会12月定例会議の初日に補正予算として計上したものであり、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し教育委員会の承認を求めるものでございます。

学校教育関係は私から説明させていただきます。

それでは、資料、歳入の次にございます歳出の表をご覧ください。第10款教育費、01教育総務費、03教育指導費の教育指導一般経費125万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により栗原市との友好姉妹都市親善交流事業をオンラインによる交流に変更したことから、当初予定していた訪問に要する経費を減額したものでございます。

また、部活動等振興事業経費18万1,000円の増額は、7月に任用した部活動指導員が遠方から通勤しており、通勤費用弁償について予算が不足することから増額したものでございます。

さらに、スクールソーシャルワーカー活用事業経費33万3,000円の増額は、9月から開始した不登校児童生徒の居場所機能の役割として、12月からスクールソーシャルワーカーの業務をさせるため、その人件費等について計上するものでございます。

次に、項02小学校費、01学校管理費の小学校維持管理経費905万6,000円及び小学校維持管理一括経費1,929万4,000円の増額は、コロナ禍における感染予防のため換気を行いながらの寒さ対策として空調使用量の増加が見込まれる中、熱源であるガスや電気の価格も高騰していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校から保護者の携帯電話への連絡が増えたこと。また、9月の台風の影響により小学校5校の施設内への漏水が発生したことなどによる修繕や小学校4校の学校敷地内の危険樹木の剪定を行うなど、光熱水費や通信運搬費、修繕料、樹木剪定委託料に不足が見込まれることから、必要な経費を計上したものでございます。

次に、目02教育振興費の小学校国際理解教育経費105万4,000円の減額は、小学校3年生から6年生の英語の授業に配置しているAETの委託料の契約差金について減額したものでございます。また、小学校教育振興事業経費3万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を欠席した児童の保護者に対するキャンセル料を補助するために計上したものでございます。

続きまして、次ページになります。項03中学校費、01学校管理費の中学校維持管理経費406万6,000円と中学校維持管理一括経費1,100万8,000円の増額は、

小学校同様、不足が見込まれる光熱水費や通信運搬費、西中及び五日市中の修理不能な拡大印刷機を購入するための備品購入費について必要な経費を計上したものでございます。

次に、目02教育振興費の中学校教育振興経費20万1,000円の増額は、不具合により使用に支障が生じている御堂中のバレーボールの支柱を購入するために必要な経費を計上したものでございます。

また、中学校国際理解教育経費77万7,000円の減額は、小学校同様、AETに係る委託料の契約差金について減額したものでございます。

最後に、目04学校整備費1,260万円の増額は、令和5年度に更新を予定していた増戸中学校の受水槽から経年劣化による漏水が発見され、早急に対応する必要が生じたことから、前倒しで高架水槽と併せて給水設備全体の更新を行うものでございます。なお、工事期間は約10か月が見込まれることから、資料、次のページになると思いますが、令和4年度から5年度までの債務負担行為として今年度は前金払い分を計上したものでございます。

学校教育関係の説明は、以上でございます。

教育長（丹治 充君）

はい。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

私からは、生涯学習関係の補正予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算の補正から説明させていただきます。歳入の一覧表をご覧いただきたいと思っております。

16都支出金、02都補助金、07教育費都補助金、スポーツ環境整備費補助金33万円の補正ですが、これは五日市ファインプラザのプール用男子トイレについて、東京都市町村総合体育大会の水泳競技が当該施設で実施予定であることなどを鑑み、大便器を洋式化するに当たり、東京都の補助金の対象となることから、工事費の2分の1を歳入予算に計上するものでございます。

次に、21諸収入、06雑入、05雑入、寿大学行事参加費253万4,000円の減額補正ですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、寿大学の社会見学を中止としたことから、これに係る参加費を減額するものでございます。また、同じく05多摩・島しょ広域連携活動助成金400万円の減額補正ですが、これはあきる野市、日の出町及び檜原村との広域連携事業である小中学生駅伝大会を新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえ中止としたことから、これに係る広域連携活動助成金を減額するものでございます。

それでは、続きまして、歳出予算の補正について説明させていただきます。

歳出一覧表の裏面の04社会教育費をご覧いただきたいと思っております。01社会教育総務費、アートスタジオ五日市運営経費23万2,000円の増額補正ですが、電気料金の上昇により光熱水費が不足することから増額補正するものでございます。

次に、03青少年対策費、大島子ども体験塾事業経費、特別旅費5,000円及び補助金17万5,000円の減額補正ですが、これにつきましても、新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえ、大島子ども体験塾を中止としたことから、これに係る予算を減額するものでございます。

次に、04 公民館費、公民館事業経費の委託料206万9,000円の減額補正ですが、歳入予算で説明させていただきましたとおり、寿大学の社会見学を中止としたことから、これに係る委託料を減額するものでございます。

同じく公民館費、市民文化祭運営事業経費ですが、これにつきましても、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、市民文化祭を中止としたことから、これに係る設営委託料60万8,000円、施設の使用料44万9,000円、そして補助金36万円の合計141万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、06 郷土館費、二宮考古館運営管理経費15万2,000円の増額補正ですが、電気料金の上昇により光熱水費が不足することから増額補正するものでございます。

次に、05 保健体育費でございます。01 保健体育総務費、社会体育振興経費の負担金66万8,000円と補助金400万円の減額補正ですが、歳入予算でご説明させていただきましたとおり、小中学生駅伝大会を中止としたことから、これに係る予算を減額するものでございます。

最後に、02 体育施設費の五日市ファインプラザ運営管理経費66万円の増額補正ですが、これにつきましても、歳入予算で説明させていただきましたとおり、五日市ファインプラザのプール用男子トイレについて、大便器を洋式化するに当たり必要となる予算を計上するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

いかがでしょうか。質問ありませんか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3、報告第6号臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算（第9号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第3、報告第6号 臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算（第9号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4、報告第7号臨時代理したあきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、報告第7号臨時代理したあきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について説明いたします。

地方自治法の規定により令和4年あきる野市議会第2回定例会12月定例会議に上程するため、あきる野市民文化ホールである秋川キララホールの指定管理者の指定手続等について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり、臨時に代理したので、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し教育委員会の承認を求めるものでございます。

臨時代理した内容につきましては、別紙に記載のとおりでございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4、報告第7号臨時代理したあきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第4、報告第7号臨時代理したあきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5、報告第8号臨時代理したあきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、報告第8号臨時代理したあきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について説明いたします。

地方自治法の規定により令和4年あきる野市議会第2回定例会12月定例会議に上程するため、あきる野市体育施設の秋川体育館及び中央公民館の指定管理者の指定手続等について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第4条第2項の規定により、これを報告し教育委員会の承認を求めます。

臨時代理した内容につきましては、別紙に記載のとおりでございます。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5、報告第8号臨時代理したあきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第5、報告第8号臨時代理したあきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6、報告事項（1）、第2次あきる野市スポーツ推進計画について、報告者は説明をお願いします。

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（高橋玄徳君）

それでは、第2次あきる野市スポーツ推進計画の素案につきまして説明をさせていただきます。資料のほうには、お配りさせていただいております、素案をご覧くださいと思います。

本計画につきましては、平成25年8月に作成いたしました現行のあきる野市スポーツ推進計画の計画期間が令和4年度末で終了することから、令和5年4月から令和13年3月までの9年間を計画期間とする第2次計画としてスポーツ基本法第9条の規定に基づきまして、国のスポーツ基本計画を参酌して策定するものとなります。

初めに、表紙をおめくりいただき目次をご覧くださいと思います。本計画につきましては、第1章から第5章までで構成しております。

第1章につきましては、第2次計画の策定に当たって、国や都の動向、計画の位置づけ、計画期間、本計画におけるスポーツの定義などを記述しております。

第2章につきましては、本市を取り巻く現状と課題といたしまして、現行計画の体系、進捗状況、また、これらに基づく課題の整理と計画の方向性を記述してございます。

第3章につきましては、基本理念、基本目標、数値目標を記述しております。

裏面をご覧くださいと思います。

第4章につきましては、具体的な施策の展開といたしまして、基本目標ごとに施策の方向性を記述してございます。

第5章につきましては、計画の推進についての記述としております。

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。説明につきましては、本計画の基本理念、基本目標などを記述しております第3章、第4章を中心にご説明をさせていただきます。

42ページをご覧くださいと思います。初めに、本計画の基本理念になります。基本理念につきましては、これまでと同様に身近でかつ気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを市民と行政、関係する組織や団体が連携、協働して取り組んでいく必要があることから、現行計画から引き続きまして「みんなで作ろう「スポーツ都市

あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しみ健康なまちを目指して～」としております。

次に、基本目標についてとなります。基本目標につきましては、42ページから44ページに記載をさせていただいておりますとおり、現行計画の取組状況やアンケート結果などを踏まえまして、基本理念を実現するための5つの目標を掲げてございます。

基本目標1は、多様な主体が参加できるスポーツの機会の創出・提供。基本目標2は、スポーツを通じた共生社会の実現。基本目標3は、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の構築。基本目標4は、市の特性を生かしたスポーツの推進とし、基本目標5は、スポーツに親しめる場の提供としております。そのうち基本目標の2、スポーツを通じた共生社会の実現につきましては、現行計画では障がい者のスポーツとして基本目標に基づく施策の一つとして位置づけておりましたが、第2次計画では基本目標の一つとして位置づけをして取組を進めていくところとしてございます。

続きまして、本計画における数値目標になります。44ページをご覧くださいと思います。計画の数値目標につきましては、現行計画における実績値及び国、東京都の目標値を勘案いたしまして、現行計画から引き続き成人の週1回以上のスポーツ実施率70%、これを目標値としています。

次に、5つの基本目標に基づく具体的な施策の展開についてご説明いたします。基本目標に基づく具体的な施策につきましては、現行計画では個別具体的な事業までを記載しておりましたが、関係課が行う事業が年度により異なることがあることなどから、第2次計画では具体的な事業までを記述せず、主な取組及びその概要を記述することとしてございます。

初めに、45ページから50ページに記述しております基本目標1、多様な主体が参加できるスポーツの機会の創出・提供に対する取組についてですが、身近にスポーツを楽しむきっかけづくりや、その後、成人、高齢者などそれぞれのニーズに対応できるよう夜間時間帯の教室や託児付教室、参加者相互の交流やトップアスリートとの交流を深める大会やイベントの実施、またパブリックビューイングなどを実施していくこととしております。

次に、51ページから53ページまでに記述しております基本目標2、スポーツを通じた共生社会の実現に対する取組につきましては、福祉関係団体や総合型地域スポーツクラブなどと連携し、事業を企画して提供していく取組、誰もが参加することができるボッチャ教室の開催、パラスポーツ指導者の育成などを実施していくこととしております。

次に、54ページから56ページに記述しております基本目標3、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の構築に対する取組につきましては、市内にある都立公園が実施するイベントの協力やボルダリングなどの施設を有する公立学校との連携などについての検討、また地域のスポーツ指導者の育成、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体への支援を実施していくこととしております。

次に、57ページに記述しております基本目標の4、市の特性を生かしたスポーツの推進に対する取組につきましては、本市の豊かな自然の中でウォーキングや登山、トレッキングなどのアウトドアスポーツの推進、また、あきる野市在住、出身のトップアスリートに協力をいただき連携した事業などを実施していくこととしております。

最後に、58ページ及び59ページに記述しております基本目標の5、スポーツに親し

める場の提供に対する取組につきましては、既存のスポーツ施設等の整備、充実に向け、施設等の状態を踏まえた計画的な施設の改修、施設の改修等に合わせたユニバーサルデザイン化、また、都立のスポーツ施設の開放情報などの提供、民間事業者との連携に向けた検討などを実施していくこととしております。

60ページをご覧ください。本計画の推進内容について説明をいたします。計画の推進に当たりましては、市民、地域、スポーツ関係団体、行政等が連携、協働して計画を推進していくこととしております。また、計画の進捗管理に当たりましては、計画に基づく施策、取組の実施状況等を年度ごとにあきる野市スポーツ推進審議会に報告をし、審議いただき、数値目標の達成に向け、より効果的な取組ができるようにいたします。また、抽象的な成果を評価するため、あきる野市スポーツ推進審議会と協働でアンケート方法を確立し、令和8年度及び令和12年度にアンケートを実施し、数値目標の達成状況に応じて推進体制や計画の見直しを行うものとしております。

計画（素案）の説明については、以上となります。

今後の予定につきましては、12月8日に議会の福祉文教委員会で報告を行いまして、その後、12月15日から翌1月13日までの間、パブリックコメントを実施する予定としております。その後、いただいたご意見などを踏まえまして、改めましてスポーツ推進審議会での審議を行っていただき、必要に応じて訂正などを行いまして、最終的に2月の教育委員会定例会で案を提案させていただきまして、承認をいただきたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありませんでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

それでは、2点ほど質問したいのですけれども、このスポーツ推進計画の中の文字の問題なのですけれども、「しょうがい」という言葉は、平仮名になっているのと、「害」の「害」で使われているものがあるのですけれども、六、七年前に人に使うものなどは、平仮名になるということで、市役所の組織図の中でも障がい者支援課は平仮名です。東京都から下りてくるものが、そういう団体とか、形のあるものは今までの「障害」を使っているかもしれないのですけれども、人に関して使うときには平仮名を使っていたらいいと思います。もう一つは、基本目標5のスポーツに親しめる場の提供の中で、市民プールの流れるプールが使えなくなってしまうと、いきいきセンターのプールを利用する人もいますのですけれども、障がいを持っている方があそこの長い階段を上っていくことが大変なことで、昇降機があるということですが、エレベーターが見当たりません。昇降機があればいいというものではなくて、ヘルパーと一緒に乗るときに乗り換えをさせなくても、車椅子のままエレベーターで2階のプールに上がるということは、ものすごい大きな差です。なので、この計画の中に何年かの計画を立てるとしたならば、いきいきセンターにもエレベーターの設置をお願いしたいと強く思いましたので、それだけ言わせていただきたいと思

ました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

この件について何かございますか。

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（高橋玄德君）

まず、障害の「害」、平仮名、漢字というところですが、今、小西委員がおっしゃられたとおりの用語で書いてあるのですけれども、校正不足で人に対するところが漢字になってしまっているところがあるということであれば、再度校正をいたしまして、修正させていただきたいと思います。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございます。

スポーツ推進課長（高橋玄德君）

あといきいきセンターのエレベーターの設置を具体的に計画の中というお話でございますが、市の施設、いきいきセンターに限らず、体育館や、ファインプラザ、市民プール等々あるのですが、これは今後長期的な視点で改修等計画していく形で計画していくようになります。そういった中で、バリアフリー化といった施設への取組もやっていきたいというところで、58ページの、こちらのこの四角のくくりの中で、市立スポーツ施設等の管理・整備という項目を記載させていただいて、その概要のところにも書かせていただいているのですが、スポーツ施設の改修等に合わせて、施設のユニバーサルデザイン化の推進等々を行っていくという方向性をここで記述させていただいております。個別な、具体的な施設に対しての記述というところは、まだ伺ってはいないですが、このところの中で、そういった対応の検討も計画期間の中でお話しできればと考えてございます。

以上でございます。

委員（小西フミ子君）

よろしくをお願いします。

教育長（丹治 充君）

小西委員のただいまの発言はご意見として承ってよろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。お願いします。

教育長（丹治 充君）

そのほか、何か質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

では、本件は報告として賜りました。

続きまして、日程第7、報告事項（2）、第4次あきる野市子ども読書活動推進計画について、報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（細谷英広君）

それでは、第4次あきる野市子ども読書活動推進計画についてご報告をいたします。

あきる野市子ども読書活動推進計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、国や東京都の計画を基本として市が策定する法定義務でございます。教育委員会の7月定例会でも説明をさせていただきましたが、現在の第3次計画の期間が今年度末で終了することから、第4次計画を策定するものでございます。計画の策定に当たりましては、有識者や公募による市民委員などで構成をいたします子ども読書活動推進計画検討委員会を組織しまして、これまで3回の会議を開催いたしまして、ご意見をいただきながら、庁内会議等で検討してまいりました。このたび、11月21日に開催した図書館協議会で計画案についてご承認をいただきましたので、本日報告させていただくものであります。

それでは、お配りしております第4次あきる野市子ども読書活動推進計画（案）に沿いまして、計画の概要について説明をさせていただきます。

まず、1ページ、表紙をめくっていただきますと目次がございます、構成としましては、1章から4章の構成となっております。それぞれのところは、それぞれのページで説明をさせていただきます。もう1ページめくっていただきまして、まず1ページになりますけれども、第1章、計画の策定について、こちらでは国や東京都の動き、市のこれまでの計画についての記述をしております。

次、2枚めくっていただいて4ページ、第2章、あきる野市における成果と課題では、市の現状や、後ろの9ページからは第3次計画の活動評価から、成果と課題、今後の方向性等について記載をしております。

次の第3章からこの計画の中心部となりますので、ここからは詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

まず、16ページ、こちらの第3章では第4次計画の基本的な考え方を示しております。1の計画の目的につきましては、子ども読書活動の推進に関する法律や国及び東京都の計画などの趣旨を踏まえまして、記載のとおり、子どもの自由で自主的な読書活動を推進するための環境整備を目指すものとしております。

2の計画の位置付けでは、先ほど申し上げました法定計画である旨のほか、第2次あきる野市総合計画やあきる野市教育基本計画（第3次計画）との整合について示しております。

第4次計画の基本目標につきましては、3の基本目標にありますように、（1）、乳幼児期からの読書習慣の形成、（2）、読書への関心を高める活動の推進、（3）、学校（図書館）の読書環境整備、（4）、読書活動が困難な子どもの読書環境の整備の4つといたしました。第4次計画では、この4点に沿って事業を実施していくこととなります。

4の計画の期間としましては、令和5年度、来年度から、令和9年度までの、これまでの計画同様に5年間としております。ここの計画の対象としましては、こちらは子ども読書活動の推進に関する法律に基づきまして、ゼロ歳から18歳までの方を対象としております。

次の18ページからの第4章ですが、基本目標に沿って行っていく取組について記載を

しております。第3次計画の策定時からこれまでの間、子どもの読書に関する大きな法制度改正はあまりなかったため、基本的には第3次計画を継承しておりますので、継続となっている事業が多くなっておりますが、ここでは新規の取組を中心にご説明をさせていただきます。

まず、18ページ、19ページでは基本目標1の乳幼児期からの読書週間の形成に沿った取組を記載しておりますが、こちらは全てこれまで行ってきた取組を継続しております。乳幼児期は、就学前までの短い期間となりますので、対象となる子どもが次々と入れ替わっていくことから、取組は同じですが、継続して取り組んでいくことといたしました。

20ページからは、基本目標2、読書への関心を高める活動の推進についての取組について記載をしております。こちら、ほとんどが継続する取組とはなっておりますが、20ページの中段やや下にございます③、子ども司書事業につきましては、検討委員会におきまして、子どもの意見取組ができないかのご意見があったことから、これまで行っていました一日図書館員という事業をさらに充実した、進化させまして、選書や事業にも参画して意見を出してもらえるような取組を新規事業として行ってまいりたいと考えております。

次のページの22ページの下から23ページにつきましては、基本目標の3 学校（図書館）の読書環境整備に沿った取組であります。こちら、継続する取組が多いのですが、23ページの上段のところ、①、学校への団体貸出用図書の充実につきましては、学校へのタブレット端末の導入に伴いまして、子どものインターネットの利用が増加することが想定されます。そこで本を活用してもらえるように、学習に使用できる資料の充実や学校カリキュラムに対応した図書リストの作成など新規に取り組んでまいります。

次の24ページ、25ページには基本目標4の読書活動が困難な子どもの読書環境整備に沿った取組を記載しております。こちら、先ほどあまり法制度の改正がなかったと申しましたが、唯一新たな法律としまして、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法と言われているものですが、令和元年6月に施行されております。これを受けまして、国や東京都の現行計画では、当然ハンディキャップや、また、日本語を母語としない子どもなど、特別な支援を必要とする児童生徒への読書支援を求めています。あきる野市でも、読書活動が困難な子ども一人一人に合わせた支援ができるよう、これまでの取組を継続するとともに、24ページにございますように、①、図書等の充実、こちらはLLブックや、DAISY図書に関するものです。それから、②、特別に支援を必要とする児童生徒などを対象とした読み聞かせの実施、③、特別に支援を必要とする児童生徒などを対象としたガイダンスの実施、④、外国語を母語とする子どもへの読書活動の支援を新規事業として取り組んでまいります。

計画の内容については、以上となります。

今後のスケジュールにつきましては、これも7月の定例会でも説明をしておりますが、日程等が決まったものもございますので、改めてご報告させていただきます。まず、本計画は、本日の定例会の後、12月8日の市議会福祉文教委員会で議員の皆様へ報告をいたします。その後、12月15日から、先ほどのスポーツのほうは13日までですが、どう

しても休館日の関係もございまして、1月14日までパブリックコメントを実施いたします。そして、来年2月に開催予定の検討委員会におきまして、パブリックコメントでいただいた意見などを踏まえた上で、状況に応じて修正を行いまして、図書館協議会に諮り、最終的には計画案といたします。これを検討委員会から市長へ答申し、計画を決定する予定でございます。計画決定後は、3月の市議会並びに教育委員会で報告させていただくとともに、ホームページ等で市民等へ周知を図っていく予定でございます。

なお、本日お配りしている計画（案）には入っておりませんが、冒頭に市長の挨拶文、それから、計画の後ろに資料としまして、用語解説や計画策定の経過、さらには関係団体や各課の取組の紹介などを掲載する予定でございます。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等はございますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

今、視覚障害について、令和元年6月から配慮されることになったと聞いてほっとしたのですが、市内で18歳までの視覚障がい者で、数年前は五日市高校に通っていた子どももいました。普通の広報や、一般の市の刊行物については、えくぼ、エコー、それから、ひびきといったボランティア団体がありますね。その方たちが訳して送ってくれるという形がありましたけれども、例えば今までで、その視覚障がいの18歳までのお子さんからこの本が読みたいという要望というのはありましたでしょうか。

教育長（丹治 充君）

図書館長。

図書館長（細谷英広君）

お答えいたします。具体的な要望はないのですが、当然リクエスト等がいただけるようになっております。ただ、普通の本によっては、DAISY図書で手に入るものもあるのですが、ないものに関しましては、ボランティアの方たちと協議をした上で、できるものはやっていきたいと。ただ、著作権等の関係もございまして。その辺は、本によって内容が変わってきますので、調整をしながらになるかと思いますが、ご要望いただければ対応していきたいと思っております。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい、ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

この計画の中の資料として、6ページに各小学校や中学校の1年間の貸出総数が表になって出ています。本文中の表記としては、表の少し上のところに、「コロナ禍であっても、コロナ禍の前よりも貸出数が伸びている学校もあり、それぞれの学校で対応が分かれたことが分かります」という表現になっています。やはり学校によってかなり図書の貸出総数に偏りがあるというのが感想です。例えば、令和3年度、最新のものを見ると、一番多い西秋留小は71冊になっていますが、一番少ない草花小だと26冊と、約3倍違います。学校により対応が違うというのはどういったことなのか疑問に思ったので、もし分かれば教えていただきたいと思いました。

教育長（丹治 充君）

今のご質問いかがでしょうか。

図書館長。

図書館長（細谷英広君）

私のほうで把握しているところでは、学校図書館連絡会というものをやっております、学校の司書教諭の方や、学校図書館補助員さんなどと、色々な取組をお互いに情報交換をするものを開催をしています。これは指導室と一緒にやっているのですが、その中で、この開きに関しましては、どういった対応でこうなったのかというのは学校でも分析ができていないのではないかと思います。今までこういった点についても、うちは少ないのという話はありませんけれども、具体的に何が違うということを比べたことは多分ないと思います。比べられてないというのが事実だと思います。なので、そういったところ、図書館としては、そういった連絡会等で情報共有しながら、どこがどういう取組をしてどんな人が増えたのかとか、貸出数が増えたのか、そういうところの情報共有ができるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

指導室のほうでも何か補足ありますか。

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今、図書館長からもありました図書館と連携をして、学校図書館担当の委員会が年に2回ほど行われているところですが、今、田野倉委員からご指摘あったところについては、こちらのほうで十分確認していなかった部分がありますので、今後の委員会の中で取組について確認をしていきたいと考えています。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいでしょうか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。それと、もう一ついいですか。

教育長（丹治 充君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。せっかく学校の図書室の環境を整えて、できるだけ子どもたちが読書に親しみやすいようにしていただいているので、学校によってこれだけ差が出ているというのは、どういった取組の違いがあるか、きちんと把握して今後に生かしていただければと思います。

それと、中学校になると勉強が忙しい、部活が忙しいということもあるのだと思うのですが、中学校における貸出し図書の数も1桁で、2冊や3冊というのがあまりにも残念な感じがするのですが、こういう状況なののでしょうか。読書活動を推進していますと言っている割に年間の貸出し図書数が2冊3冊というのは、一体どういうことなのでしょうって思ってしまうのですが、いかがでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

全国学力学習状況調査の結果から考えてみて、小学校は6年生、中学校は3年生ですけれども、読書の量が中学校のほうが格段と減っていています。その一方でスマートフォン等を使っている時間が増えている現状がありますので、読書活動を推進していく上で、今後、学校の司書教諭や学校図書館補助員等含めて、もう一度そのところは見直して進めていくように考えていきたいと思えます。

以上です。

教育長（丹治 充君）

図書館長。

図書館長（細谷英広君）

今の補足的なものですけれども、中学生の場合、恐らく活動範囲が広いので、図書館のほうに借りに来る方が多いのではないかと思います。まだコロナ禍前と比べまして、例えば平成29年と比べますと、コロナ禍前でございますと、市全体の貸出数が67万7,000ぐらいあったのですけれども、当時13歳から19歳が1万3,265点という形になっております。比率ですと1.96%で非常に低いのですけれども、令和3年度に関しましては、全体が55万点になっておりますが、中学生と高校生になる13歳から19歳は1万3,276点ということで、これは29年とほぼ同じところで2.4%のところまで比率として伸びております。図書館としても、ヤングアダルト世代、要するに中学生から高校生を対象としたジャンルをつくったり等対応しております。それが原因なのか、それとも、コロナ等で部活動が、その他の遊び等が少なくなったから、こっちが増えたのか、その辺はまだ分析ができておりませんが、実際にその年齢の方が借りたことは間違いないので、実際には読書量としては増えているのかなど。ですから、学校が増えていないからといって一概に中学生の読書量が増えていない、減ったという感じではないのかなど認識しております。ですので、こういった図書館での人数が、貸出件数が伸びていることなどをちゃんと分析しまして、学校のほうにフィードバックをしていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

分かりました。はい。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほか何かございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ないようですので、では、本件は報告として賜りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入ります。

私からは、4点ほどご報告申し上げたいと思います。まず、11月16日、これは先ほども話題に出たと思いますけれども、都市教育長会の研修視察ということで、TGG（東京グローバルゲートウェイ）グリーンスプリングスの立川が来年2月開設予定ということで、現在までの進捗状況等について見てまいりました。内容的には、あの門をくぐると、あるいはその部屋に入ると、ここは外国というような印象も受けまして、今後小中学校辺りでは、このTGGは活用の度合いが高まるんじゃないかと、そんな思いで戻ってまいりました。また、機会があれば、皆さんもご覧になっていただくとよろしいかと思えます。

それから、20日日曜日ですけれども、総合防災訓練が行われまして、増戸小学校、増戸中学校の児童生徒、それから教職員、そして管理職等の皆さん方が参加していただきまして、人数は少なかったですけれども、地域の防災とも絡めて大変いい学習の機会があったのではないかという感想を持ちました。

それから、21日ですけれども、学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会の感謝状の贈呈ですが、今般、夏にコロナ禍の中で当初は青少健の事業でやっていたのですが、なかなか実施が難しいということで自主的な実行委員会を設置して、委員になられている皆さん方が一堂に会してほたる祭りを実施したということで、以前から続いている事業でございますけれども、そういった意味で地域の皆さん方が学校に対する支援の度合いと申しますか、こういうような地域の応援団という辺りが色濃く出ておりまして、その表彰が行われました。本来ならば東京都委員会に参りましていただくわけですが、教育委員会で賞状等については預かりまして、代読をさせてお渡ししたということでございます。

それから、最後に、今日、午前中にアーティスト・イン・レジデンスへ3名の皆さん方が入っておりますが、11月いっぱいをもって、一応このレジデンスから去ることになって、ご挨拶に見えました。昨日、生涯学習担当部長と一緒に中を見学させていただきましたけれども、大変心温まる、そんな版画を見てまいりました。しろやまテラスで行われたので、ジオラマも見せていただいて、そこの説明員の先生方から大変熱心にご説明いただきまして、これはもう小中学校辺りの社会科の授業、あるいは理科の授業だとか、郷土を知るといふような点ではかなり有効にあの施設は活用されるのではないかなと思えますので、また機会があれば各学校にも招待していきたいと、そんな感想を持ちました。

私からの報告は、以上でございます。

他の教育委員の皆様からの報告等はいかがでしょう。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ほかにならないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後になりますけれども、事務局から、今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、今後の日程等についてご案内をさせていただきます。

初めに、12月12日月曜日になります。御堂中学校の学校訪問が予定しているところでございます。同じく12月20日、今度は火曜日になりますけれども、西秋留小学校の学校訪問が予定をされているところでございます。

次に、12月23日の金曜日でございますが、令和4年度あきる野市教育委員会の感謝状贈呈式を、午前中にここ505会議室にて開催をさせていただきたいと思っておりますので、年末の大変お忙しいところで申し訳ございませんけれども、教育委員の皆様方におかれましても、ご出席お願いしたいと思います。

そして、最後に同日になりますが、次回12月の定例会が12月23日金曜日午後2時から、ここ505号会議室で開催をする予定でございます。

私からのご案内は、以上でございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかありませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会11月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時05分